

市消費生活センターを ご存じですか

担当 広聴人権課
☎046(252)8495
☎046(252)0220

市消費生活センターは、消費者のための相談業務を行う機関です。消費者と事業者との間に生じた商品・サービスに関するトラブルや商品の安全性に関する相談などを専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や情報提供、専門機関の紹介やあっせんなどを行います。

相談内容の例

- ・無料で点検を勧められ、不要なりフォーム工事の契約をした
- ・携帯電話などに、身に覚えのないインターネット情報サイトの情報を請求する電子メールが届いた
- ・インターネット情報サイト

◆市消費生活センター

☎046(252)8490

○相談時間 月曜～金曜日
午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(偶数月の第2水曜日は午後のみ)



情報公開制度・ 個人情報保護制度の運用状況

担当 文書法制課

☎046(252)8144
☎046(252)3550

市では、情報公開条例を定め、市が保有する行政情報を公開することで、市の活動状況を明らかにしています。平成27年度の情報公開請求件数は35件で、この取り扱いに対する不服申立てはありませんでした。また、個人情報保護条例を定め、市の保有する個人

6月1日は人権擁護委員の日

担当 広聴人権課
☎046(252)8087
☎046(252)0220

人権擁護委員とは、基本的人権を守り、その意識の高揚を図るために法務大臣から委嘱を受け、相談に当たる皆さんのことです。法務省では、基本的人権の遵守・意識の高揚を目的として、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に「特設人権相談所」を開設します。

市の人権擁護委員は左表

人権擁護委員 (敬称略)		
氏名	住所	
池上 春夫	新田宿	
前田 勝義	緑ヶ丘	
山本 慶子	入谷	
堀田 直美	小松原	
瀬戸 尚子	東原	
瀬戸 晃	相模が丘	
大矢 隆男	南栗原	

特設人権相談所

いじめや差別などの人権侵害をはじめ、家庭や隣近所のもめごとなども、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は堅く守られます。

- とき 6月1日(水) 午後1時30分～4時
- ところ 市役所5階5-6会議室
- 費用 無料
- 参加方法 当日直接会場へ

情報の開示および訂正を求める権利を明らかにし、個人情報に不正に管理し、利用しています。平成27年度の個人情報開示請求件数は35件

公開状況	件数
全部公開	26件
部分公開	4件
非公開	0件
文書不存在	2件
請求取下げ	3件
計	35件

公開状況	件数
全部開示	7件
部分開示	7件
非公開	0件
文書不存在	2件
請求取下げ	0件
計	16件

電気自動車購入補助金の ご利用を

担当 環境政策課
☎046(252)7675
☎046(257)7743

市では、電気自動車の普及促進を図り、環境負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与することを目的に、電気自動車を購入する際の費用の一部を補助しています。平成28年度からは、電気自動車1台につき一律15万円の補助金額とし、車両(財産)の一定期間の保有義務を、5年から4年へ改正しました。

○補助対象者

・現在まで引き続き1年以上、市内に住所を有する個人。または、現在まで引き続き1年以上、市内に事務所か事業所を有する法人もしくは個人事業者

・購入する電気自動車の保管場所が市内の方

・市税の滞納がない方

※自動車検査証に記載されている所有者と使用者が、申請者本人であることが条件

○補助金額

1台につき15万円

○申請期間

平成29年2月20日(月)まで

○申請方法

車両購入契約を行う日の7日前までに、原則として市役所窓口で申請してください。申請書および添付書類が全て揃った時点で審査を開始します。

○財産処分の制限

処分制限期間内に車両を処分しようとする場合は、事前に手続きが必要です。また、交付した補助金は使用月数に応じて返納していただく場合があります。なお、処分制限期間は原則4年です。

ご利用ください 「リサイクルプラザ」

担当 リサイクルプラザ
☎046(252)7963
☎046(252)7964

リサイクルプラザは、ごみの減量・資源化の取り組みや、資源の有効利用の啓発を行うための施設で、「リサイクル家具の展示・販売」や「未使用食器のリサイクル」などを行っています。

○開館時間 午前9時～午後5時(月曜日、祝・休日の翌日を除く)

※月曜日が祝・休日の場合は開館し、翌日を休館日とします。

○ところ 東原二丁目16番10号

○リサイクル家具の展示・販売 家庭から粗大ごみとして出された家具などを補修・展示し、希望者へ安価で販売しています(多数抽選)。

◆6月の購入申込 ○購入申込期間 5月21日(土)～6月3日(金) 午前9時～午後5時(休日の減量・資源化を進めるため「空き缶・空き瓶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙類・布類・廃食用油・その他金属類」を資源物とし分別収集していただきます。

【未使用食器のリサイクル】

家庭で不要となった未使用の食器を回収し、希望者へ安価で販売しています。不要な未使用の食器がある方は、リサイクルプラザまでお持ちください。

※持ち込めない方は、「リサイクル希望」などと書いた紙を食器に貼り、燃えないごみの日に出してください。

平成27年度 資源物分別収集量の実績報告

担当 資源対策係
☎046(252)7965
☎046(252)7616

昨年度(平成27年4月～平成28年3月)における資源物の収集量は、約7185トンでした。市では、ご

おむね順調に分別収集ができています。これからも引き続き分別収集にご協力をお願いします。

